

議員発議第12号

令和6年5月10日

河合町議会議長 足田俊文 殿

提出者 河合町議会議員 常盤 繁 範

賛成者 河合町議会議員 長谷川 伸 一

賛成者 河合町議会議員 坂 本 博 道

河合町議会議長、副議長の選挙を求める決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

河合町議会議長、副議長の選挙を求める決議

本議会は、河合町議会議長、副議長の選挙を求めます。

以上、決議する。

令和 6 年 5 月 10 日

奈良県北葛城郡河合町議会

理由)

昭和 22 年 4 月 17 日に公布された地方自治法第 103 条の 2 項「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」と定められ、この条文は公布以降一文字も改正されておられません。

にもかかわらず、河合町議会は議員改選後の法の定めによる議長、副議長選出選挙を除き、ほぼ毎年 5 月に議長は辞職届を提出し、議長選挙を執行してきました。これは、河合町議会として年度初の定例議会前に、その対象年度に議会を統理する議長の資質と品位を問う場を設けるものとして実施されてきました。

議長は令和 5 年 5 月 12 日に「河合町議会議長・副議長在任期間についての申し合わせ(別添①)」を全議員に対して示し、署名を求め、全議員が署名しております。

令和 6 年 4 月 18 日には、全議員懇談会を通知の上、開催し、5 月臨時議会開催予告、その会期中に議長、副議長は辞職し、選挙を行う宣言をしております。加えて、5 月 1 日 15 時までに議長、副議長選挙の立候補届出を通知し、現職議長も立候補届

出をされております。

しかしながら、議長は令和 6 年 5 月 8 日に「河合町議会議長・副議長在任期間についての申し合わせの撤回について(別添②)」を全議員に対して通知されています。その内容は、河合町議会議員として議長疋田俊文氏、副議長梅野美智代氏、他に岡田康則氏、杵本貴司氏、大西孝幸氏、杵本光清氏の 6 議員連署となっております。これは、特段の全議員協議も無いまま一方的に出されたものです。

これまで議長が統理し 5 月 1 日までに宣言、通知してきた全議員に対する選挙執行の手続きを、臨時議会 2 日前の 5 月 8 日に議長自らが署名している申し合わせ撤回は、署名議員の立場も不明瞭です。さらに地方自治法第 103 条の 2 項の主旨を理解した上での、「河合町議会議長・副議長在任期間についての申し合わせ(別添①)」の内容文「同意については各議員の任意とする。」とあるように任意で各議員署名、また地方自治法第 103 条の 2 項の主旨を理解した上で「在任 1 年で必ず辞任届を提出」する同意意志を撤回する手続き理由が述べられておらず、到底理解できるものではありません。少なからず、道義的責任はあるものと考えます。

かかる理由を持って、議長、副議長は辞任届を提出せず、5 月臨時議会会期中に議長選挙が行われない場合は、議会の資質、品位が著しく損なわれ、議員間の信頼関係も破綻するものと憂慮いたします。

以上、河合町議会議長、副議長の選挙を行う決議理由を述べました。

議員各位におかれましては、ご理解をいただきまして、ご採決いただきますよう、お願い申し上げます。